

議事日程(第3号)

平成28年6月20日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第35号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第36号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第37号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第38号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第39号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第40号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 7 議案第41号 須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第42号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第46号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第47号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第35号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第36号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第37号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について

- 日程第 4 議案第 38 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第 39 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第 40 号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 7 議案第 41 号 須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 42 号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 46 号 平成 28 年度須恵町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 47 号 平成 28 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 12 議員の派遣について

出席議員 (13名)

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	12 番	三 上 政 義
13 番	柴 田 真 人	14 番	今 村 桂 子
15 番	三 角 良 人		

欠席議員 (1名)

11 番 原 野 敏 彦

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	理事(会計管理者)	今 泉 俊 裕
総 務 課 長	満 行 誠	都市整備課長	安 河 内 久 人
地域振興課長	安 河 内 隆	まちづくり課長	櫻 木 幹 夫
上下水道課長	石 井 浩 二	健康福祉課長	小 林 は つ み
住 民 課 長	梅 野 猛	税 務 課 長	甲 能 裕 和
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	社会教育課長	川 津 政 文
総 務 課 参 事	平 山 幸 治	総務課課長補佐	諸 石 豊
監 査 委 員	百 田 清 二		

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

### 日程第1. 議案第35号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。

議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、27年度補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億308万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億7,746万円とする。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページ、歳入では、1款町税は、景気の上向きなどにより見込み以上の収入があったため、町民税・固定資産税・町たばこ税で9,800万円の増額補正です。

2款利子割交付金から、6ページ、9款地方交付税までは、収入額を3月末の交付決定額にあわせて、それぞれ減額及び増額の補正です。

16款寄附金は、株式会社ピーエムティーより、小中学校5校の図書購入にと50万円の篤志寄附金です。

17款繰入金は、町税・交付税の増額、歳出の国民健康保険特別会計・公共下水道事業特別会計の繰入金などの減により、3億6,000万円の財政対策繰入金の減額となりました。これにより3月末の財政調整基金の取り崩しは377万6,000円となり、27年度末の財政調整基金は25億9,418万8,000円となりました。

8ページ、歳出では、3款1項社会福祉費1億9,276万円の減額補正は、国保会計で支出した出産育児一時金が33名分で924万円となったため、国民健康保険出産育児一時金繰出金476万円の減額補正と国民健康保険特別会計繰出金1億8,800万円の減額補正です。27年度の一般会計からの法定外繰出金は交付税の増や医療費の減により、例年になく少なく1,200万円となったためです。

8款5項下水道費950万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計繰出金の減額で、負担金・使用料の収入増、工事請負費・需用費の支出減によるものです。

13款予備費では、収支のバランスの調整のため、82万2,000円の減額です。

審査の結果、全員賛成で承認としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することにご賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

---

## 日程第2. 議案第36号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第36号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案第36号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、27年度補正予算書の10ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億160万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億340万円とするものです。

事項別明細13・14ページをお開きください。歳入の主なもの、1款1項国民健康保険税が収納額の決算見込みから575万3,000円の増額。

15・16ページです。

2款使用料及び手数料は、1項1目督促手数料が決算見込み15万円の増額。

3款国庫支出金1項国庫負担金1,341万4,000円、2項国庫補助金295万7,000円の増は、いずれも確定通知による追加交付です。

4款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの変更交付決定により4,328万1,000円の減額。

6款2項1目財政調整交付金は、変更交付決定により9,728万8,000円の増額です。

17・18ページ、7款共同事業交付金は、国民健康保険団体連合会からの交付通知により1,449万9,000円の増額です。

8款1項1目一般会計繰入金は、年度末の収支見込みにより、1億9,276万円の減額です。その内訳は、3節の国保会計の赤字を補填する一般会計繰入金1億8,800万円の減額、5節出産育児一時金繰入金476万円の減額、最終的な繰入金額は1,200万円となります。

19・20ページをお開きください。

歳出は、今回すべて減額の補正となっております。その主なものは、2款1項療養諸費が6,982万8,000円、2項高額療養費が1,912万円、いずれも決算見込みによる減額補正です。

10款予備費は、不用額497万2,000円の全額を減額補正し、0円とするものです。

文教厚生委員会、全員賛成で承認です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり決定することにご賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第36号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

---

### 日程第3. 議案第37号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第37号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。

それでは、議案第37号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊の平成27年度補正予算書25ページでございます。第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ550万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,847万7,000円とする。

28ページの事項別明細書の歳入ですが、1款1項負担金、2款1項使用料は、決算見込みによる増額となっております。

5款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による950万円の減額となっております。

30ページ、歳出は、2款下水道事業で決算見込みによる減額でございます。

以上、委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり決定することにご賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第37号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

---

#### 日程第4. 議案第38号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第38号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第38号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書4ページです。地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

7ページの新旧対照表です。第1条関係です。第18条の2行政不服審査法の施行に伴う法改正にあわせ、「不服申し立て」を「審査請求」に文言を改めるものです。

その下、第56条固定資産税の非課税の規定に適用を受けようとする者がすべき申請・申告について、法改正にあわせて改正するもので、第16号の固定資産「独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において、直接教育の用に供する者に限る。」が追加されることによるものです。

8ページ、中ほどでございます。第59条固定資産税の非課税の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について、先ほどの第56条と同じ追加となります。

その下、ここからは附則となっております。第10条の2項、附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてですが、法改正に伴う、我が町特例の導入による課税標準の特例措置の規定の整備であり、割合規定の追加及び規定の繰り下げの改正になっております。第4項は号数の繰り下げによる整備、第7項は新たに津波対策用に供する償却資産の割合を定めています。

9ページ、第10項から第14項は、再生可能エネルギー発電設備における償却資産の割合を

新たに定めています。第15項から第17項は、規定の繰り下げでございます。第18項も、新たに公共施設等に供する家屋及び償却資産の割合を定めております。第19項は、規定の繰り下げとなっております。

第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、第8項第5号に熱損失防止改修工事に要した費用の要件「国または地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、その額を控除する。」ことが追加されたことによるものです。

11ページです。第2条関係です。附則。第5条町たばこ税に関する経過措置で、14ページまで、経過措置による読みかえ規定の追加規定整備によるものです。

6ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものとなっております。

質疑といたしまして、「須恵町に、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所は存在するのか」という質疑に対しまして「須恵町にはない」とのことです。

採決の結果、委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第38号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

---

#### 日程第5. 議案第39号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第39号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第39号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書15ページをお開きください。提案理由として、今回の改正は地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充を行うため、須恵町国民健康保険税条例の一部を改



正する必要が生じ、専決処分をしたことによります。

17 ページ、新旧対照表をごらんください。ここでは国民健康保険税の課税限度額を見直す改正がされています。第3条2項で基礎課税額に係る課税限度額を改正前52万円から改正後54万円へ、第3項では後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を改正前17万円から改正後19万円に引き上げます。この制度改正に伴う影響は159万円の増額とされています。

18 ページの第25条2号・3号では、低所得者に係る保険税軽減を拡充する改正がされています。これは前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額・平等割額を減額するものです。2号において5割軽減基準額を改正前の基礎控除額プラス26万円から改正後は基礎控除額プラス26万5,000円へ、3号においては2割軽減基準額を改正前の基礎控除額プラス47万円から改正後は基礎控除額プラス48万円へと、それぞれ軽減されます。いずれも世帯の被保険者数を掛けた数字が基準額となります。この制度改正による影響は新たに14世帯が軽減の対象になり、調定額は60万円の減額とされています。

附則として、第1項、この条例は平成28年4月1日から施行する。第2項、改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は平成28年度以降について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例により「増税は低所得者の負担を増やすのか」との質疑に「増税分については課税限度額が高くなるので、対象になるのは収入の高い人だ」との回答でした。

討論として、「須恵町は低所得者が多い。国保は、国の負担割合を昭和40年代ないし50年代の6割負担に戻すべきだ。この議案では何も解決しないので、反対」というものがありました。大変焦点のない冗長な話でしたが、要点を2行にまとめさせていただきました。また、賛成討論として「制度の維持のため、今後の負担が上がることが予想される。ある程度の負担が必要とされる中、低所得者に配慮している」とありました。

なお、委員長として申し上げますが、このたびの議案は提案理由にもございますように、低所得者への保険税軽減が目的です。その趣旨とかみ合わない質疑・討論が一部あったことは、ただいま申し上げたとおりです。

私としましては、議事録に残りますので名前は申しませんが、この場をおかりして猛省を促したい思いでございます。一自治体の条例改正で国保の問題すべてを解決するなど、もとより無理な話です。そこまで言うなら、対案の1つでも出すのが議員としての誠実さというものです。いやしくも所管の委員であるならば、議案を理解し、その内容に沿った議論を展開すべきです。どうか勉強していただきたい。どうか人の話をちゃんと聞いていただきたい。どうか議会というものを理解した上で参加、ご発言願いたいということです。所詮、反対のための反対をしたのでしようが、委員会の議論の質と品位を落としたことに遺憾の念を持つものです。

文教厚生委員会、賛成多数で承認です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 先日説明をいただきましたが、制度改正に伴う影響で調定増加額が159万円、軽減拡充による調定額が60万円マイナスになっておるという話でしたが、これのどこに町民税が軽減されたという根拠はありましようか。そこをちょっとお尋ねしたいんです。

○議長（三角 良人） 田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） ただいまの質疑でございますが、児玉議員は文教厚生委員会で質疑に参加しておりますので、ここで答える必要はないと思います。どうか勉強してください。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 課長にちょっとお尋ねしたいんです。

これが国の方は26年度から、低所得者向けの保険料軽減措置をやっております。毎年3,400億円の財政支援をしとるわけです。これは国が言うのは、国保総額30兆円の1割になりまして、被保険者1人に対して1万円の改善効果があるということで、国は3,400億円の財政支援をしております。平成27年度から1,700億円の財政支援をしておるわけですが、これは被保険者1人当たり5,000円の減額になるというふうに試算しておるわけですよ。これで見たとときに私は、この改正では不十分だとお話ししておるわけです。

以上です。

○議長（三角 良人） 課長に言うたの。

○議員（1番 児玉 求） はい。お願いします。

○議長（三角 良人） 梅野課長。（「委員長に質問でしょう、今のは」の声あり。）（「いやいや、課長には質問できないでしょう。」「委員長から課長にということであればよいが。」の声あり）

田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 細かい質問でございますが、児玉議員は文教厚生委員会の審査に参加しておる議員でございます。なぜ、その場で聞かなかったのか、理由も私、伺っております。この議会会期中に、児玉さんが発言されたことによりまして「議事録に載りたい」と。複数の議員がその話を聞いておるところでございますが、それを目的とするならば、委員会の審査で今の質問をしなかったということであるならば、今回の意思は明白でございます。課長の回答は必要ないと思います。まだ話があるようですが、そういう政略的な形で質問するのは、非常に議員として不誠実極まりないと、私は思うものでございます。課長の回答は今回、必要ないというのが私の意見でございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員、最後になります。

- 議員（1番 児玉 求） 最終本会議でこの場で私が聞いておると、時間がなかったから質問できなかったと。
- 文教厚生委員長（田ノ上 真） いや、ありました。
- 議員（1番 児玉 求） だから、そうは言っても、この本会議で意見を言って何がおかしいんですか。あなた、おかしいよ。
- 町長（中嶋 裕史） 担当委員会でしょう。担当委員じゃない人が、ここでは質問ができるわけです。だから、あなたが「課長」とか、指名はできないわけなんです。委員長にしか言えないんです。そこで、委員長が自分で「そこは審議していないから、課長、答えてください。」と言えば、課長が答えるわけです。あなたに指名権はないわけです。
- 議員（1番 児玉 求） ですから、課長にお答えいただきたいと。
- 町長（中嶋 裕史） それはできないと言っているわけです。委員長が課長を指名すれば課長が答えるわけですよ、本会議では。
- 議長（三角 良人） 児玉議員、当初、本会議でも申しましたとおり「担当委員会があるから、そこで確実な質問をしてください。」と私、申しあげましたよね。
- 議員（1番 児玉 求） それは聞きました。
- 議長（三角 良人） でしょう。委員長の言うことが正解なんですよ。
- 議員（1番 児玉 求） 委員会ではできないところがあつたら最終で聞くでしょう。
- 議長（三角 良人） 委員会ではできないことって何でしょうか。おかしいこと言わないでください。
- 議員（1番 児玉 求） 委員会で聞けなかったから今聞くわけでしょう。だから、委員長は……。 （「何で聞けなかったんでしょうか」「はい、退場」の声あり）
- 議長（三角 良人） 何で委員会で聞けないんですか。
- 議員（1番 児玉 求） 時間がなかったからですよ。
- 議長（三角 良人） 時間はあるでしょう、委員会はずうっと。質疑、討論まで終わって、それから採決ですから、それまでは質問できるわけですから。
- 議員（1番 児玉 求） その委員会の中でですよ。
- 議長（三角 良人） 児玉議員、ちゃんと議会を理解してください。 （「ルールっていうのがあるんですよ、議会には」の声あり）
- 議員（1番 児玉 求） だから、質問できない場合があるでしょう、事情によって。 （「できない場合、本会議ではできません」の声あり）
- 文教厚生委員長（田ノ上 真） 勉強してください。
- 議長（三角 良人） 今度の改正は、低所得者を軽減するためだけの改正でしょうが。

○議員（1番 児玉 求） だから、今、私がお話ししたでしょう。国の方針としても、1人当たり1,700億円の補助が出ているわけだから（「退場、退場、もう」の声あり）1人5,000円の減額補助の対象になる、と国も言っておるわけですよ。だから、この改正の条例に対して……。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 答えはないですよ。

○議員（1番 児玉 求） だから、質疑はできるわけでしょう。だから委員会でできない場合もあるから、最終の本会議で何でできないわけですか。

○議長（三角 良人） 児玉議員、間違っています。委員会は、採決するまでが委員会だから。その間に質疑せなでしよう。もう、それができなかったのは、あなたが悪いんだから。

○議員（1番 児玉 求） いや、だから……。

○議長（三角 良人） ちょっと待って。暫時休憩します。全員協議会。暫時休憩し、全員協議会が終了次第、開始します。暫時休憩します。

午前10時34分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第39号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対討論をいたします。

1961年に、国民健康保険制度が成立しましたが……。

○議長（三角 良人） ちょっと待ってください。先ほど言ったでしょうが。この議案に対して、一部のどこかが…。本当にもう……。

○議員（1番 児玉 求） はい。じゃ再度。

今度示された資料では、認定増加が159万円、軽減は60万円になっております。これでは到底満足できるものではないということです。要点を申しますと、根本的には国の国庫負担金の割合は45%に戻すべきだということと、国が26年度から低所得者向けに軽減措置をやっておりまして、26年度500億円、それから3,400億円の財政支援をしております。これは国が言うのには、ここの総額は約3兆円ですが、その1割の3,400億円を助成するという事なんですけれど、これは被保険者1人当たり1万円の財政補助になるということを試算で出しております。それで、27年度も1,700億円補助しておるわけですが、これは……。

○議長（三角 良人） 児玉議員、だから、この条例が変わって須恵町はどうなるんですか。

（「須恵町のことを言ってください」の声あり）須恵町の方はどうなるんですか。

○議員（1番 児玉 求） いや、ですから……。

○議長（三角 良人） 国の話じゃなくて、この条例が変わったら須恵町はどうなるんですか。

○議員（1番 児玉 求） ですから、1人当たり、これ5,000円ぐらいの減額に、国としてもなるだろうというふうにしておるわけですよ。それが今、60万円マイナスですよ。だから、所得割額を下げるなり、もうちょっと町民の負担が減るように、国保税が減るように改正すべきだと。そういうことで、この議案に対して、反対をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに討論はありますか。今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 賛成討論をいたします。この議案に対しましては低所得者に配慮して60万円の減額、そして高所得者は限度額をアップして159万円という議案でございますが、30年には県に国保が移行をいたします。その時には、この保険税がさらにアップすることが予想されております。

現段階で、一般会計から今年度は少なくとも1,200万円でございますが、例年、非常に多額の繰り入れが行われております。一般会計からの繰り入れということは、社保とか、ほかの保険の方たちもここに負担をしている状況でございます。大変不公平感が出ているところでございますので、一般会計の繰り入れをなくすということがまず目標でございます。今回はきっちりと低所得者に配慮したものでございますので、まずは皆さん、この議案に対しては、私は賛成をいたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論はありませんか。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 賛成の立場で討論をさせていただきます。委員会では私は採決には加わっておりませんので、ここでははっきりと言わせていただきますと、報告でも申し上げましたように、提案理由が明快でございます。これは低所得者の負担軽減を図る改正ということで異論の余地はないものと思っておりますし、また明快に書いてある部分で上位法令による条例の改正でございますので、しっかりとやっていくことによって、いわゆる軽減がなされるということになります。反対すれば、それもなくなるということでございますので、無責任な反対は慎むべきかという考えを持つものでございます。

以上、議案第39号には、賛成でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり決定することにご賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第39号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

---

**日程第6. 議案第40号**

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第40号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第40号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書19ページでございます。

この部分は、前回の3月定例会において7本の関係条例の整備、そのほか所要の改正を行ったもののうち、須恵町固定資産評価審査委員会条例に係る附則中の経過措置について地方税法の条文を追記し、改正規定の適用を明確化するものです。

21ページ、新旧対照表です。前回の条例で固定資産の価格に係る不服審査の申し出期間が「60日」から「3カ月」と改正されましたが、その適用について、改正後、地方税法第411条第2項の「納税通知書の交付を受けた日から」、第419条第3項及び第420条では「県知事の勧告により、修正した旨の公示日及び当該納税通知書の交付を受けた日から」、第417条第1項では「町が新たに修正し、課税台帳に登録された旨の通知をした日から」と、それぞれ不服審査の申し出を明確化したものです。

20ページに戻っていただき、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

質疑といたしまして、「固定資産の価格に係る不服申し立てでの件数は」との問いに「3年前に2件あった」とのことで、採決の結果、委員会、全員賛成で承認としております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第40号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり決定することにご賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第40号行政不服審査法等の施行に伴

う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

#### 日程第7. 議案第41号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第41号須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第41号須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書22ページをお開きください。提案理由として、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

24ページ、新旧対照表をごらんください。

第1条及び第2条は文言の整理、第3条2項保育料において大幅に文言が削除されておりますのは、今回の改正の趣旨、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充する等の措置を講ずるということで、条例にて規定するには煩雑となる文言を整理し、保育料は規則によって規定するためです。

保育料の改正については、別紙の表にてご説明いたします。今回、新たに階層区分2と同3を、ひとり親世帯等と一般世帯に分け、一般世帯は現行のままとし、ひとり親世帯等の負担が軽減されるものです。第2階層のひとり親世帯等の負担は、0円になります。第3階層のひとり親世帯等のうち、私立幼稚園及びこども園は第1子まで月額7,550円、第2子以降0円、町立幼稚園及びこども園は第1子まで2,500円、第2子以降0円となります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

質疑として、第3条に「内閣総理大臣という文言は必要なのか」というものがありました。上位法令で規定してある旨「文言どおり」というものでした。また、「この条例の対象となる子どもが、どの程度いるのか」との質疑に「幼稚園10人、保育園63人」というものでした。ただし、その全員が町立幼稚園及びこども園に入るものかは予測がつかないのが現状とのことでした。ほかに、私立幼稚園の助成等について、質疑がありました。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり決定することにご賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第41号須恵町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） ご異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時15分とします。休憩に入ります。

午前11時04分休憩

午前11時14分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第8. 議案第42号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第42号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第42号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書28ページをお開きください。提案理由として、須恵町重度障害者医療費支給制度と子ども医療費支給制度に関して、制度間における入院費用の自己負担額及び対象年齢に差が生じ、これを解消するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによります。

30ページの新旧対照表をごらんください。まず、1条関係です。第4条医療費の支給につきまして、精神病床入院に係る費用の助成は対象外となっていたものを、子ども医療費支給制度の利用者と不均衡を生じないようにするため、「中学生までを対象」とする、年齢による除外規定を追加したものです。

31ページをお開きください。2条関係です。3月に議決した一部改正条例につきまして、医療費の支給のうち、入院の場合の1カ月の負担限度額は年齢による例外規定を小学生までとして設けていましたが、これを中学生までに助成拡大を図るもので、近隣町にあわせたものです。

29ページ、附則として、この条例は平成28年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。



ひとり親世帯等医療と重度障害者医療の選択について質疑があり、回答として、この2つの制度は重複して利用できるものであり、子どもの年齢や入院・通院の医療サービスの形態につき、より有利な制度を利用できるとのことです。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり決定することにご賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第42号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第46号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第46号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第46号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、28年度補正予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,637万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億7,637万5,000円とする。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正。第2条地方債の追加は、第2表地方債補正による。

4ページをお開きください。第2表地方債補正。1、追加。起債の目的、緊急防災減債事業債限度額350万円。起債の方法、証書借り入れ。利率、償還の方法は記載のとおりです。当初予算歳出。9款1項消防費の防災行政無線設備再生事業費負担金353万3,000円に充当するもので、100%起債ができ、元利償還金の70%を地方交付税で見てもらえることが判明したので起債、計上するものです。

歳入は、5ページ、13款国庫支出金で社会保障・税番号制度事業費国庫補助金は、マイナンバーの通知カード、個人番号カードの事務委任交付金185万1,000円で、歳出と同額です。幼稚園就園奨励事業管理システム開発費国庫補助金137万3,000円。

14款県支出金は、個性ある地域づくり推進事業費県補助金66万6,000円。

18款繰越金894万9,000円の補正です。

19款諸収入36万円は、消防団員入院24日分の共済金で歳出と同額です。

7ページ、20款町債の消防費350万円は、地方債補正の分です。

歳出の主なものは、9ページ、2款総務費911万3,000円の補正は、まちづくり推進費で、校区版魅力発見事業委託料200万円、熊本地震支援金では職員の人的支援関係費用と、糟屋郡で義援金3,000万円の須恵町負担分287万円を含む511万円の補正です。

3款民生費では、児童手当法の一部改正に伴う児童扶養手当システム改修業務委託料97万2,000円。

11ページ、7款商工費では、プレミアム商品券発行事業補助金300万円で、県150万円、商工会50万円で500万円の商品券、プレミアム率10%で発行されます。

10款教育費では、ピーエムティーからの50万円の寄附により、小中学校5校に10万円ずつの図書購入費が補正されています。

13ページ、4項幼稚園費では、子ども・子育て支援法の一部改正により、幼稚園就園奨励事業管理システム改修委託料275万4,000円が補正されています。

質疑として、歳出で、2款熊本地震関連費用の支援内容について、7款プレミアム商品券発行事業のプレミアム率・商工会との協議などについて、10款幼稚園就園奨励事業についてがありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第46号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の反対討論をいたします。

9ページを見てください。2款総務費1項13目に、マイナンバーの電算管理費185万4,000円が計上されておるためであります。番号制度に伴う個人カードの交付状況が発表されておりますが、全年齢対象の2万7,757名に対しまして申請者が1,583名、5.7%になっております。住民登録者の約6%であるわけですが、マイナンバーは赤ちゃんからお年寄りまで全ナンバーをつけます。費用を自治体・国で管理し、現在は税金の申告、子ども医療費等の申請等、法的申請には必要であります。

しかし、将来は預貯金、医療、カルテ等、国民のプライバシーが侵害されるおそれのある制度でもあります。また、本来の目的は国民の資産を把握し、税逃れを監視して年金等の引き下げに使用される可能性があります。また、幾ら情報例がないとしても、その補償も責任の所在も明確

にされません。誰も責任をとりません。私は、このように町民に不利益をもたらす制度は、廃止する以外ないと思っております。

先ほど申しました、申請者1,583名の数字が証明しているとおおり、町民はわかっていると思います。町民は、利益よりも、不利益だから申請はしないと。よって、執行予算に反対をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに討論はありますか。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 賛成の立場で討論させていただきます。委員会で審査したときは討論がなかったものですから、まあ本会議に至って反対討論が出たということで、じゃ賛成討論ということで発言をさせていただきます。

今の反対意見の方も言ったように、マイナンバーに関連する条例が今回入っております。この条例、補正予算を否決すると予算を執行できなくなりますが、マイナンバー法の5条には、これは法定受託義務、法によって自治体はこの制度を実行するように命ぜられております。ということは、ただいまの反対の意見は、自治体に違法行為を進めている、というふうにもとられかねない発言であります。それはさておきまして、やるべきことを速やかにやっていくのが重要であると思っております。

それともう一点。今回の補正予算約1,600万円でございますが、そのうち国からも県からも補助のない一般財源から511万円を熊本地震支援費に充てております。本補正の執行なくしては、熊本に須恵町からの義援金は届かないということになります。また、日々、熊本に派遣されている職員の経費も支出できないということになります。それでいいと言うのでしょうか。被災者を支援するところの本補正は、思いを一つにして議決すべきと考えます。これをもって、議案第46号に、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 賛成討論をいたします。

マイナンバー制度は国が決めた制度であって、この議案ではマイナンバーの通知カード、個人番号カードの事務委任の交付金を補助金としてもらい、そして歳出と同額になっておりますので、この内容についてはすべて国の方からの指示と国からの補助金によって行っておりますので、賛成をいたします。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長長の報告は可決です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり決定することにご賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第46号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第10. 議案第47号**

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第47号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第47号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、28年度補正予算書の15ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ194万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億7,494万4,000円とするものです。

事項別明細18・19ページをお開きください。歳入でございます。3款2項国庫補助金は、新たな国民健康保険制度の施行に向けた準備に要する費用194万4,000円を増額補正しています。

次に、20・21ページをお開きください。歳出です。1款1項総務管理費は、歳入の補助金により、平成30年度から国と県と市町村がともに保険者となり、国保業務を円滑、かつ適切に進めていくための電算処理システムの改修業務委託料194万4,000円を増額補正しています。今回は制度改正後、県に納める納付金、市町村ごとの標準保険料の算定を支援するシステムの改修費となっています。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり決定することにご賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第47号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第11. 委員会の閉会中の継続調査について**

○議長（三角 良人） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、文教厚生委員会より地域包括支援センターとの介護事業に係る意見交換について、総務建設産業委員会より行政業務電算システム調査・工事施工案件進捗状況について、以上、各委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第12. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） ご異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

---

○議長（三角 良人） 以上で、6月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方はご集合願います。会議を閉じます。平成28年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時34分閉会

---